



○複数の事業者で申請した団体が、別途、事業者数を減らして申請する場合  
(第4条第3項(前段)の例)

事業者の構成	交付額
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 20px;">           B浴場・C浴場 D浴場・E浴場         </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <p>【別途の申請】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <del>B浴場・C浴場</del> </div>	<p>補助限度額：10万円 事業費18万円の場合 ⇒ 9万円交付</p> <p>※事業者数を減らして別途の申請を行うことはできない。</p>

○複数の事業者で申請した団体が、別途、新たな事業者を加えて申請する場合の取扱  
(第4条第3項(後段)の例)

事業者の構成	交付額
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 20px;">           B浴場・C浴場 D浴場・E浴場 F浴場・G浴場         </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <p>【別途の申請】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;">           B浴場・C浴場 D浴場・E浴場 F浴場・G浴場 + H浴場・I浴場 J浴場・K浴場 L浴場         </div>	<p>補助限度額：10万円 事業費14万円の場合 ⇒ 7万円交付</p> <p>※新たな事業者の参加は妨げないが、補助限度額を算定する際の事業者数には含まないため補助限度額は10万円のままとなる。</p> <p>※また、この場合においては、先の申請で7万円の交付決定を行っているため、この申請にかかる補助額は上限額までの残額の3万円となる。</p>